

株主総会デジタル化の現状と課題

弁護士
菅原貴与志 Takayoshi Sugawara

I はじめに

かつては、日本企業の特質である株式持合いによって、いわゆる「物言わぬ株主」が大半を占めていた。しかし、近年では、開催日時を集中日からずらして、株主が出席しやすいものとする取組みが進んでいる。

最近の株主総会の傾向としては、①機関投資家の多様化、②株主提案の増加、③議決権行使基準の厳格化、④株主との対話の実質化、⑤物言う株主（アクティビスト）の活動活発化、⑥デジタル化・ビジュアル化の進展などを挙げることができる。このような状況を踏まえて、会社の側でも、広く個人投資家に対する企業情報の開示に努め、IR活動を推進し、株主総会を株主との双方向的コミュニケーションの場として活用する姿勢が顕著である。

とりわけ2019（令和元）年の会社法改正による電子提供制度、議決権電子行使の進展、バーチャル株主総会の検討など、株主総会のデジタル化の流れが著しい。

2023年の株主総会から招集通知の電子提供制度が開始され、株主宛での発送書類を削減し

た上場会社が増加した（後記Ⅲ）。

また、議決権の電子行使を採用する会社も増えている（後記Ⅳ）。コーポレートガバナンス・コード（CGコード）補充原則1-2④の影響もあり¹、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用会社は全上場会社で50%を超えた。さらには、6月総会の約2割がハイブリッド参加型のバーチャル株主総会を導入している（後記Ⅴ）。

株主総会のデジタル化の意義は多岐にわたるが、従来型の株主総会が対面の形式で行われてきたのに対し、デジタル化により物理的な制約を取り払い、新たな形の総会運営が可能となる。

そこで、本稿では、直近2024年の株主総会の状況を踏まえ、総会運営のデジタル化を中心に、株主総会の現代的課題について検討したい。

II デジタル化の背景とその得失

1 株主総会デジタル化の背景

株主総会のデジタル化の背景には、グローバル化の進行に伴う株主の多様化がある。特に公開会社の株主総会では、アクティビストに加え

¹ CGコード補充原則1-2④は、「上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。」とする。